

報 告 第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

市営住宅明渡等請求事件に関する調停に代わる決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 号

市営住宅明渡等請求事件に関する調停に代わる決定について

平成25年12月26日に松山地方裁判所西条支部が行った民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の規定による調停に代わる決定に対し、当該決定を受諾し、異議の申立てを行わない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年1月7日

新居浜市長 石川 勝行

1 事 件 名 市営住宅明渡等請求調停事件（松山地方裁判所西条支部平成25年（ノ）第16号（本案・平成25年（ワ）第136号））

2 当 事 者

（1）申 立 人 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝行）

（2）相 手 方 甲 （省 略）

乙 （省 略）

丙 （省 略）

3 調停に代わる決定の内容

（1）申立人及び相手方らは、相手方（甲）が、本件家賃債務を、次のア、イのとおり分割して、株式会社伊予銀行新居浜支店の「弁護士 高橋正明 預り金口」名義の普通預金口座（口座番号 （省 略） ）に支払ったことにより、別紙物件目録記

載の建物（以下「本件建物」という。）についての入居契約（以下「本件契約」という。）に基づく、平成25年12月分までの滞納家賃及び督促手数料債務が全て弁済されたことを相互に確認する。

ア 平成25年11月26日 100万円

イ 平成25年12月12日 12万9,700円

(2) 申立人は、相手方（乙）に対し、本決定が確定したときから、相手方（乙）が、本件契約に係る保証人たる地位から脱退することを認める。

(3) 申立人及び相手方らは、本件契約が、次の条件により平成25年7月1日以降も継続していることを相互に確認する。

ア 契約期間 定めなし

イ 賃料 1か月4万7,600円。ただし、平成26年4月以降の賃料は、新居浜市市営住宅条例第18条により決定する。

ウ 支払方法 毎月末日限り当月分を申立人の発行する納付書払い。なお、変更がある場合は、申立人は、相手方（甲）に対し、あらかじめ通知するものとする。

エ 本件建物についての本件契約の条件は、本決定及び新居浜市市営住宅条例に定めるほか、平成7年2月27日付け市営住宅入居許可請書の定めるところに従うものとする。

(4) 申立人及び相手方（丙）は、本決定確定後においても、相手方（丙）が、本件契約に係る保証人たる地位を有することを相互に確認する。

(5) 申立人は、その余の請求を放棄する。

(6) 申立人及び相手方らは、申立人と相手方らの間には、本件に関し、本決定に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用及び調停費用は各自の負担とする。

別紙

物 件 目 録

(省 略)